



発行 新潟県

第 28 号

令和6年4月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 452 指定納付受託者の指定（国際課）
- 453 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（資源循環推進課）
- 454 保安林の指定予定（治山課）
- 455 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 456 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 457 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 458 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 459 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 460 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 461 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 462 道路の区域変更（道路管理課）
- 463 道路の区域変更（道路管理課）
- 464 道路の区域変更（道路管理課）
- 465 道路の区域変更（道路管理課）
- 466 道路の供用開始（道路管理課）
- 467 歳入の徴収事務の委託（建築住宅課）
- 468 建築士法による建築士の処分（建築住宅課）
- 469 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局管理規程

9 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

労働委員会告示

2 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）



◎新潟県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社NTTデータ
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
一般旅券発給事務手数料
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第453号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
上越市大字上荒浜字陸付 18 番、19 番 2 の一部、19 番 6 の一部、20 番の一部、42 番 1 の一部、42 番 2 の一部、42 番 3 の一部及び 48 番 4 の一部 上越市大字上荒浜字塩場 16 番 1 の一部及び 16 番 3 上越市大字上荒浜字荒原 14 番 2 の一部、14 番 5 の一部、35 番の一部、41 番 22 の一部、47 番の一部、47 番 1 の一部及び 47 番 2 の一部 上越市大字黒井字釜前 2235 番 2 の一部 上越市大字黒井字青山 2260 番 1 の一部 上越市大字下荒浜字冥加場 982 番 4 の一部、982 番 12 の一部、982 番 118 の一部、1004 番 1 の一部、1005 番 1 の一部、1005 番 4 の一部、1005 番 8 の一部及び 1005 番 9 の一部 上越市大字下荒浜字砂取場 983 番 2 の一部、1003 番 1 の一部、1003 番 3 の一部、1003 番 4 の一部及び 1006 番の一部 上越市大字下荒浜字居所 935 番 1 の一部、936 番 1 の一部、936 番 2 の一部、937 番 1 の一部及び 937 番 2 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第454号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字青沢952の1、952の4から952の6まで、955の1から955の3まで、956の1、964、998、999、1003の2、1004の1、1004の2、1005の1から1005の3まで、1006の1から1006の6まで、1007の1から1007の4まで、1011の1、1038、1040、1043、1046の2、1051、1056の1から1056の6まで、1059の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を令和6年4月4日認可した。

令和6年4月12日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区の定款の変更を令和6年4月5日認可した。

令和6年4月12日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を令和6年4月2日認可した。

令和6年4月12日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区の定款の変更を令和6年4月4日認可した。

令和6年4月12日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和6年4月4日認可した。

令和6年4月12日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月12日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市吉川区六万部1345番地2	五十嵐 文吉 (理事長)
〃	〃 大潟区蜘蛛ヶ池24番地	金澤 稔
〃	〃 大潟区和泉新田537番地	竹内 芳隆
〃	〃 大潟区内雁子262番地	平澤 栄一
〃	〃 大潟区岩野古新田239番地	山田 耕一郎
〃	新潟市西区新通南2丁目9番30号	竹田 稔
〃	上越市頸城区大谷内1496番地	太田 勇
〃	〃 吉川区山方1020番地	竹内 謙一
監事	〃 大潟区下小船津浜697番地1	渡邊 康一
〃	〃 吉川区田尻962番地	上野 博
〃	〃 吉川区長沢805番地1	永井 和晴

就任年月日 令和6年4月1日

2 退任

理事	上越市吉川区六万部1345番地2	五十嵐 文吉 (理事長)
〃	〃 大潟区蜘蛛ヶ池24番地	金澤 稔
〃	〃 大潟区和泉新田537番地	竹内 芳隆

// // 吉川区梶2061番地 大滝 政一
 // // 大潟区内雁子262番地 平澤 栄一
 // // 頸城区舟津413番地 太田 勝美
 // // 大潟区岩野古新田239番地 山田 耕一郎
 // 新潟市西区新通南2丁目9番30号 竹田 稔
 監事 上越市大潟区下小船津浜697番地1 渡邊 康一
 // // 大潟区米倉新田92番地 井部 孝一
 // // 吉川区田尻962番地 上野 博
 退任年月日 令和6年3月31日

◎新潟県告示第461号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字上泉の一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 八幡新田等4単位区域
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部

2 認証年月日

令和6年3月28日

◎新潟県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2～12.8メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで	旧	11.2～22.4メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2～12.8メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで	旧	11.2～22.4メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番34から	新	11.2～12.8メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番37まで	旧	11.2～22.4メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号、一般国道345号と重用

◎新潟県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市五郎丸978番1から	新	9.2～16.9メートル	121.7メートル
同市五郎丸287番1まで	旧	9.2～24.4メートル	121.6メートル

◎新潟県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市上刈五丁目1238番15まで	新	(A) 8.8~26.3メートル	5,269.4メートル
糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市大字中谷内字川原田1242番1まで		(B) 11.0~62.0メートル	2,170.5メートル
糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市上刈五丁目1238番15まで	旧	8.8~26.3メートル	5,269.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道西中糸魚川線と重用

◎新潟県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市赤玉字城ノ平808番4から	新	9.4~30.2メートル	134.0メートル
同市赤玉字城ノ平805番1まで	旧	8.0~30.2メートル	134.0メートル

◎新潟県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市赤玉字城ノ平808番4から同市赤玉字城ノ平805番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月12日

◎新潟県告示第467号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収事務

- (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係

る建物使用料

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新潟県住宅供給公社

新潟市中央区新光町15番地2

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第468号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり処分した。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日

令和6年3月22日

2 処分をした建築士の氏名

清田勇史

3 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

4 登録番号

新潟県知事登録第15136号

5 処分の内容

令和6年5月1日から業務停止3月

6 処分の原因となった事実

新潟県内の一戸建ての住宅（1物件）について、以下のとおり建築士法に違反する事実があった。

(1) 設計者として、次に掲げる違反設計を行った。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第61条及び同法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2第3号の規定に違反（外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が同第108条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとしなければならないにもかかわらず、これらに適合しない設計を行った。）

イ 同法第43条第1項の規定に違反（当該建築物の敷地が道路に2メートル以上接しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。）

ウ 同法施行令第25条第1項の規定に違反（階段には手すりを設置しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。）

エ 同法施行令第9条第1号の規定による消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の7の規定に違反（就寝の用に供する居室及びこれに供する住宅の部分が存する階から直下階に通ずる階段に住宅用防災機器を設置しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計を行った。）

(2) 清田建築の業務に関し、二級建築士たる工事施工者として、建築基準法第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

(3) 工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

7 処分の根拠となる法令の条項

建築士法第10条第1項第1号

◎新潟県告示第469号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和6年2月9日	松井 茂	第16983号	死亡

令和6年2月22日	野上 二三夫	第6396号	死亡
令和6年3月8日	古川 稔	第4029号	死亡
令和6年3月22日	前島 生典	第9056号	申請
令和6年3月22日	小宮山 信彦	第13969号	死亡

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 - 名 称 ナルス北城店
 - 所在地 上越市北城町三丁目273番1 外
 - 設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (変更前) 計1,977平方メートル
 - (変更後) 計2,327平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 164台
 - (変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 120台
 - イ 荷さばき施設の面積
 - (変更前) 109.0平方メートル
 - (変更後) 72.0平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計85.40立方メートル
 - (変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計38.88立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前)・出入口の数 8箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (変更後)・出入口の数 7箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (変更前) 午前6時00分から午後7時00分
 - (変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
 - 2-(1)、(2) 令和6年11月27日
 - 2-(3) 令和6年3月27日
- 4 変更の理由

老朽化した建物の改修工事に伴い、施設の配置と運営方法に変更が生じるため

5 届出年月日

令和6年3月26日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年4月12日から令和6年8月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月12日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1~9 (略)	1~9 (略)
10 健康診断料	10 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳幼児にあっては、 <u>4,030円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、 2割を限度として料金を増減することができる。	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあっては、 <u>3,990円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、 2割を限度として料金を増減することができる。
(2)~(3) (略)	(2)~(3) (略)
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア (略)	ア (略)
イ 通院1日コース	イ 通院1日コース
1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,120円</u> を加算する。)	1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,160円</u> を加算する。)
ウ がんドック	ウ がんドック
(ア) Aコース(BコースとCコースの内容を 合わせたもの) 1人につき <u>56,080円</u>	(ア) Aコース(BコースとCコースの内容を 合わせたもの) 1人につき <u>58,800円</u>
(イ) Bコース(胃がん・肺がんの健診) 1人につき <u>38,020円</u>	(イ) Bコース(胃がん・肺がんの健診) 1人につき <u>39,960円</u>
(ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がん の健診) 1人につき <u>21,260円</u>	(ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がん の健診) 1人につき <u>22,000円</u>
11 予防接種料	11 予防接種料
1件につき <u>280円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1 を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入 する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた 額が2割を超える場合は、当該額を限度として料 金を増減することができる。	1件につき <u>240円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1 を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入 する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた 額が2割を超える場合は、当該額を限度として料 金を増減することができる。
12~23 (略)	12~23 (略)
24 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>280円</u>	24 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u>
25~32 (略)	25~32 (略)

<p>33 検査料 1件につき、<u>3,120円</u>に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>34～36 (略)</p> <p>37 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,100円</u></p> <p>38～40 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>33 検査料 1件につき、<u>3,090円</u>に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>34～36 (略)</p> <p>37 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,000円</u></p> <p>38～40 (略)</p> <p>備考 (略)</p>
--	--

附 則

- この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和6年6月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和6年4月4日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和6年4月12日

新潟県労働委員会
会 長 櫻井 英喜

氏 名	現 職	略 歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 顧問	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長
飛田 博之	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組 合同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 福島県支部長
中村 昇	JAM新潟 財政委員長	同左

徳武 裕一	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(一社)新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	経営コンサルタント	ダイニチ工業(株)顧問
廣澤 藤幸	—	(株)福田組 監査室参与
小出 清	北陸ガス(株)取締役総務部長	北陸ガス(株)長岡支社長
樋口 宏子	双峰通信工業(株)専務取締役兼総務部長	双峰通信工業(株)取締役総務部長
渡辺 憲一	新潟県労働委員会事務局長	新潟県企業局次長(総務課長)
佐藤 正美	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県議会事務局総務課参事(総務課 長補佐)